

7私第 251 号
令和 7 年 6 月 30 日

各私立高等学校等設置者 様

愛媛県総務部総務管理局私学文書課長

令和 7 年度「愛媛県私立高等学校等奨学のための給付金」の
協力依頼について

本県の私学行政につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、標記給付金について、愛媛県内に保護者等が在住し、生徒が愛媛県外の学校に在学している場合、保護者等が愛媛県へ直接交付申請を行うこととしております。

今年度は、家計急変世帯への支援及び新生入生に対する前倒し給付について、令和 7 年 5 月 13 日付け 7 私第 128 号で周知の依頼をさせていただいたところですが、7 月 1 日を基準日とする通常申請についても受付を開始しますので、保護者等が愛媛県内に在住する生徒が貴校に在学しておられましたら、別添のリーフレット等を配布する等により、制度の周知に御協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、早期給付において給付金の申請を行った方についても、7 月分以降については改めて申請を行っていただく必要がありますので、御留意願います。

記

- 1 申請期間 通常申請…令和 7 年 7 月 1 日（火）～令和 7 年 9 月 5 日（金）
（秋入学の場合は入学後 1 カ月以内に提出。また、上記期間に提出できなかった場合は令和 7 年 11 月 28 日（金）まで受付可能です。）

家計急変…令和 7 年 7 月 1 日（火）～令和 7 年 9 月 5 日（金）
※提出期限後の家計急変の申請は、随時
（ただし、最終期限は令和 8 年 3 月 2 日（月））

- 2 提出先 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4-2
愛媛県総務部総務管理局私学文書課

- 3 愛媛県HP（申請様式等ダウンロード掲載先）
「愛媛県私立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.ehime.jp/page/5130.html>

愛媛県総務部総務管理局私学文書課 私学・公益法人係 担当：兵頭 TEL：089-912-2221 E-mail：shigaku@pref.ehime.lg.jp
